

平成20年12月18日議決

# 第4次西宮市総合計画

## 基本構想

平成20年(2008年)

西宮市

# ～ 目 次 ～

第1	総合計画策定の趣旨 .....	1
第2	総合計画の役割と目標年次 .....	2
1	総合計画の役割 .....	2
2	目標年次 .....	2
第3	前総合計画によるまちづくり .....	3
第4	時代の潮流 .....	4
第5	まちづくりの主な課題 .....	7
第6	まちづくりの基本目標 .....	9
1	基本目標 .....	9
2	将来のまちのイメージ .....	10
第7	施策の大綱 .....	11
1	いきがい・つながり .....	11
2	すこやか・はぐくみ .....	11
3	あんしん・あんぜん .....	12
4	うるおい・かいてき .....	12
5	にぎわい・そうぞう .....	13
第8	総合計画の実現に向けて ～参画と協働の社会の実現と行政マネジメントの推進～ .....	16
1	参画と協働の社会の実現 .....	16
2	行政マネジメントの推進 .....	17

## 第1 総合計画策定の趣旨

本市は、昭和38年に「文教住宅都市宣言」を行い、良好な住宅地と恵まれた文化・教育環境などを活かしたまちづくりを進めることを明らかにしました。

この方向に沿って、昭和46年に策定した最初の「総合計画」から、前総合計画に至るまで、本市は“文教住宅都市を基調とする個性的な都市”の建設を基本目標として掲げ、まちづくりを進めてきました。

この間、市民の価値観やニーズが多様化するとともに、少子高齢化の進展やICT社会の到来、地方分権の進展、生活環境の地球規模化や循環型社会への移行など、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、こうした変化とあいまって低成長が続くなど厳しい経済状況の中で、市が主体となって対応してきた従来の行政運営の手法だけでは限界があり、市民と市の役割分担のあり方を根本的に見直す必要があります。

このような現状や課題を踏まえ、今後のまちづくりを進めていくための指針となる総合計画を策定します。

### 総合計画の変遷

計画名	年度	基本目標	サブテーマ	計画の柱
西宮市総合計画	昭和46年～60年	文教住宅都市を基調とする個性的な都市	緑とあわせのまちづくりへ	市民生活の向上 教育文化の向上 産業活動の振興 都市環境の整備
改定総合計画	昭和54年～60年			
西宮市新総合計画	昭和61年～平成7年		活力とうるおいのある文教住宅都市をめざして	ゆとりとうるおいのある都市空間を備えたまち 快適で住みよい生活環境の整ったまち 幸せな市民生活を築く福祉のまち 豊かな心と創造性をはぐくむ教育のまち 文化活動とスポーツの盛んなまち 産業が発展する活力あるまち
基本構想延長	平成7年～10年			
震災復興計画	平成7年～10年			
第3次西宮市総合計画	平成11年～20年	活力と希望に満ちた西宮をめざして	共に生き、共につくるまち 安心して暮らせる、心かよふまち 人と文化をはぐくむ生涯学習のまち にぎわいと活力のあるまち 環境にやさしい、うるおいのあるまち 安全でゆとりのある快適なまち	

## 第2 総合計画の役割と目標年次

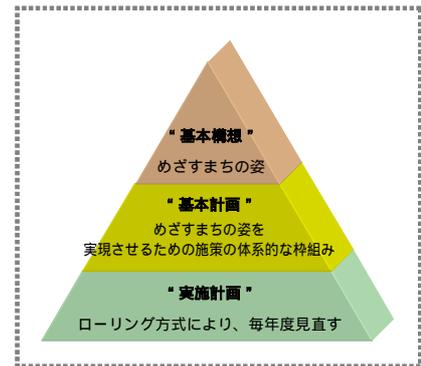
### 1 総合計画の役割

総合計画は、本市の長期的なまちづくりの基本的方向と、事業、施策を総合的、体系的に示し、市政の指針となるものであり、同時に市民、事業者の諸活動を望ましい方向へと導くものです。

また、ここに掲げる方向は、国や県が策定する上位・広域計画において配慮、尊重され、具体的な整合性が保たれることが必要です。

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」によって構成します。

なお、行政各部門において策定する部門別計画と、相互に補完・連携しながら、一体となってまちづくりを進めます。



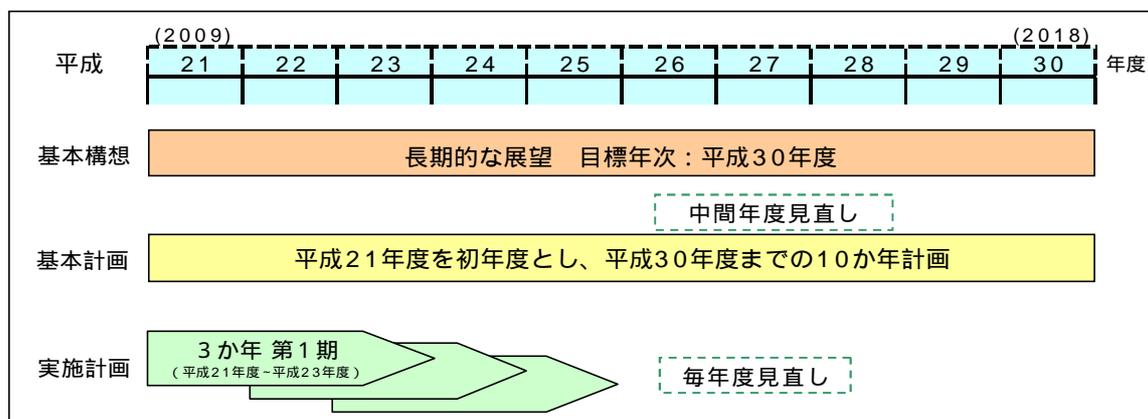
### 2 目標年次

基本構想は、本市の基本目標と将来のまちのイメージを明らかにし、それを実現するための基本的な考え方を施策の大綱として示します。目標年次は平成30年度です。

基本計画は、基本構想に基づきまちづくりの具体的な諸施策について、長期的な財政見通しを踏まえ体系的な枠組みを示すもので、平成21年度を初年度とし、平成30年度を目標年次とする10か年計画です。ただし、中間年度（平成25年度）において、社会経済情勢の変化や施策の大綱に基づく各施策の進捗状況などを検証し、必要な見直しを行います。

実施計画は、基本計画において定めた諸施策をさらに年次的調整を加え、市長のマニフェストや財源との整合など具体的な実効性のある計画として策定するものです。毎年度向こう3か年の計画として見直しを行います。

#### 総合計画の期間



### 第3 前総合計画によるまちづくり

前総合計画は、“文教住宅都市を基調とする個性的な都市”の建設という基本目標を継承し、産業の活性化や文化性、快適性のさらなる向上を目指すとともに、震災復興計画を引継ぎ、安全、安心そして希望に満ちた西宮を実現することとしています。

これまで、前総合計画が想定した見込みを上回る厳しい財政状況や予測を超える一部地域における人口急増などの状況の大きな変化があり、基本計画（事業）の見直しを行うほか、3次にわたる行財政改善の実施や教育環境の保全に向けて住宅開発の抑制指導を行うなどの対応を余儀なくされました。しかし、このような対応を行いながらも、震災からの着実な復興、公共施設のバリアフリー化、都市型観光の振興、子育て支援をはじめとする福祉や教育、文化の充実、環境学習都市の推進、電子自治体の実現、行政経営改革の推進など、文教住宅都市としての本市の魅力を一層高める取り組みも進めてきました。

こうしたまちづくりは、市内外の多くの人々の共感と高い評価を受け、わが国が人口減少社会を迎える中で、本市は子育て世代を中心に人口が増加し、平成20年11月1日現在では、震災前の人口を大きく上回り47万9千人を超えています。

また、平成20年4月には中核市に移行し、より魅力ある都市として発展することが期待されています。

しかし、一方で、本市は、宅地化や宅地の細分化により、緑地・樹林地の減少やまちなみの変化が見られることから、今後とも、地域の状況や社会情勢に応じた適正な規制、誘導を通じて、緑の保全や美しいまちなみの形成に努めていかなければなりません。

こうしたことに加えて、平成7年の阪神・淡路大震災の貴重な教訓である災害に強いまちづくりや福祉、防犯など市民生活における安心・安全の確保、教育・学習環境の充実、子育て支援や環境問題への対応など文教住宅都市としての特性に磨きをかける取り組みが求められています。

また、前総合計画が掲げたまちに賑わいをもたらす産業活動の活性化について、一層の取り組みが必要です。

さらに、本市は、今後とも全体としてはゆるやかな人口増が続くと見込まれており、コミュニティ意識の醸成など、都市化の一層の進展により生じる様々な課題にも対応していかなければなりません。

## 第4 時代の潮流

今、わが国の社会は、政治、経済、市民生活、地方行政などのあらゆる面において、大きく変化しています。こうした動きは、時代の潮流として、今後ますます加速することが予測され、まちづくりにおける様々な課題を提起しています。

このうち、まちづくりに関連するものを整理すると次のとおりです。

### (1) 少子高齢化の進展

わが国は、平均寿命の伸長による高齢者の増加が見込まれ、平成30年には総人口の28.6%が高齢者という超高齢化社会を迎えると予測されています。また、出生率の低下により少子化の傾向が続いており、合計特殊出生率は平成17年には1.26人で世界でも少子化の進んだ国の一つとなっています。総人口は、既に減少局面に入り、平成17年をピークに今後徐々に減少していくと予測されています。

本市においては、計画期間中、総人口は緩やかに増加しますが、国ほどではないにしても、少子高齢化の流れは加速が予測されます。高齢者人口は平成30年には全人口の22.3%になる見込みです。また、年少人口については、平成24年をピークにその後は減少すると予測しています。

このように本市も本格的な少子高齢化を迎える中で、高齢者福祉の充実とともに、高齢者が生き生きとした生活を送り、積極的に社会に参加していく環境づくり、安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる子育て支援に努めていますが、今後ともこうした取り組みを一層進めていくことが求められています。

### (2) 環境に配慮した循環型社会への移行

これまでの大量生産・大量消費型の経済活動や生活様式により、地球の温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、酸性雨問題など、地球規模での環境問題が顕在化し、その問題の重要性が共通の認識となっています。その中で、日常生活から生じる廃棄物なども、地球環境問題に関連した重要で身近な問題として大きく取り上げられています。

本市は、平成15年に全国に先駆けて環境学習都市宣言を行うなど、積極的に環境問題に取り組んできましたが、平成18年1月にはこうした活動が評価され環境大臣より「環境・共生・参加まちづくり表彰」を受けています。現在、宣言の理念を実現していくため平成17年度に策定した新環境計画に基づき、エココミュニティ会議やパートナーシップ会議を組織するなど、環境学習・活動に取り組んでいます。

今後とも、市民、事業者、市それぞれが環境について深い認識を持ち、環境の保全と循環を基調とする持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

### ( 3 ) 地方分権の進展

地方分権の進展により、地方公共団体の政策の自己決定権が拡大し、これまでも増して、自らの権限と責任のもとで、主体性、独自性を発揮し、地域の実情やニーズを踏まえた魅力あるまちづくりが可能となっています。

しかし、これを実施するための財源について、国は地方交付税の改革、国庫補助負担金の削減、税源移譲を一体で行う三位一体改革を行いました。国の財政状況が厳しいこともあり、充分確保されているとはいえません。一方、市民意識の変化に伴い、今後、市民ニーズはますます多様化し、増大することが予測されます。

こうした中で、本市においては、限られた経営資源を最大限に活用し、市民満足度の高い行政運営を行うため、行政経営改革基本計画を策定し、取り組みを進めてきましたが、今後ともその着実な実施が求められています。また、まちづくりの主役である市民と市が目的を共有し、それぞれ役割を分担して取り組む「参画と協働」のまちづくりを一層推進する必要があります。

### ( 4 ) ICT ( 情報通信技術 ) への対応

ICTの飛躍的な発達と情報通信機器の多様化、普及により、容易に時間や場所を超えた情報の受発信が可能となる高度情報ネットワーク社会が到来し、人々の生活スタイルや経済活動など、社会のあり方全般に強い影響を及ぼしています。今後ともICTは想像を絶するスピードで進展し、「情報の価値が高まる社会」、「ユビキタス社会(いつでも、どこでも、何でも、誰でも、意識せずにICTを利用できる社会)」が訪れるといわれています。

本市においては、行政事務の効率化、市民サービスの向上にICTを活用する「心かよう、開かれた電子自治体」の取り組みを進めてきましたが、平成17年度には他の地方公共団体のモデルとなり、地域情報化に多大の貢献をしたとして「平成17年度情報通信月間総務大臣表彰」を受けています。今後、情報セキュリティの強化や情報格差の解消などに的確に対応しつつ、教育、産業、文化、医療、福祉などの各分野で積極的にICTを活用し、まちの魅力を高める取り組みが求められています。

### ( 5 ) グローバル化 ( 地球規模化 ) の進展

交通、情報通信手段の飛躍的な発達により、人、物、金、情報が国境を超えて行き交う地球規模での交流が進み、産業をはじめ、各分野においてグローバルスタンダード(国際基準)への対応が求められるとともに、環境問題などその解決に向けて国際社会が協調して取り組まなければならない状況も生じています。今後、国際交流は、地方公共団体や市民などの地域レベルにおいて、より身近な関係が築かれ、地域が世界と直接結ばれることから、その果たすべき役割はこれまで以上に重要になっていくものと考えられます。

本市では、アメリカのスポーケン市をはじめとする姉妹友好都市との交流など、市民団体による国際交流活動が定着しつつあります。また、市内には6,741人(平成19年12月31日現在)の外国人市民が生活し、公立の小中学校には208人(平成20年4月現在)の外国人児童・生徒が通っています。本市では、これまで「西宮市外国人市民施策基本方針」を策定し、外国人市民が地域社会の一員として安心して暮らせるよう啓発などの取り組みを進めていますが、今後とも、国籍や民族の違いを超え、互いの人権や文化を認め、尊重し合う多文化共生の地域づくりが求められています。

## ( 6 ) 生活圏の広域化

高速道路網や公共交通機関の整備、あるいは情報化の飛躍的な進展等があいまって、地理的、時間的な制約を超えて、人々の生活圏は拡大しています。

従来の地域間や行政境界にとらわれることなく交流が進み、既存の組織や活動の枠を超えた新たな結びつきや多様なネットワークが形成され、変化に富んだ日常生活が享受できるようになっています。

本市においては、行政面では近隣都市との連携を強化するとともに、こうした交流人口を呼び込み、まちの活性化と賑わいづくりに結びつけることが必要です。特に、産業面においては、これまで和洋菓子や日本酒などをテーマにイベントや事業などの都市型観光事業に取り組み、好評を博していますが、今後はさらに、甲子園球場や西宮神社、酒蔵地帯などの観光資源を現在推進している都市型観光事業に結びつけ、内外への情報発信を図り、市内産業の振興を図る取り組みが求められています。

## 第5 まちづくりの主な課題

「前総合計画によるまちづくり」、「時代の潮流」を踏まえ、今後のまちづくりを進めるにあたっての主な課題をまとめると、次のようになります。

### (1) コミュニティ意識の醸成

少子高齢化や核家族化の進行、市民意識の変化などにより、人々の地域社会への帰属意識や人と人とのつながりが希薄化しつつあります。

今後、元気な高齢者が増加し、また定年退職を迎える人々が、順次、地域社会に戻る事が予測され、一方で、地方分権の進展に伴い市民が主役のまちづくりを可能にする状況が生まれつつある今日、市民の自主的な地域活動等の展開は大きな課題となっています。

### (2) 次代を担う子どもの成長

教育は、子どもが学力だけでなく、他人や社会とのふれあいや交流を通して、人間性や社会性を習得し、たくましく生きる力を培う重要な取り組みです。また、行政をはじめ家庭や地域、学校、保育所、企業などが一体となって子育てに取り組んでいます。

しかし、本市においては、子育て世代の増加により学校の教室不足や保育所などでの待機児童が問題となりました。すべての子どもたちが元気いっぱい学校生活を送ることができるよう、また、保護者の育児に関する不安や負担を軽減し、安心して子どもを育てられる環境を求める声に応えられるよう、ソフト、ハードの両面において、教育の充実、子育て環境の整備を進めていく必要があります。

### (3) 安心・安全のまちづくり

福祉の充実はすべての人の願いです。少子高齢化の進展など社会経済状況が大きく変化する中で、年齢や障害の有無にかかわらず、すべての市民が住み慣れた地域で、互いに支えあい、生涯にわたって安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めることが求められています。

また、阪神・淡路大震災を体験した本市として、自然災害による被害を減少させる「減災」の取り組みを一層進める必要があります。さらに、幼い子どもを対象にした事件、ひったくりや空き巣などの市民生活を送る上での不安が大きな問題となっており、こうした身近に発生する事件、犯罪に対して、地域と連携した取り組みを進めていくことが求められています。

### (4) 環境との調和

緑豊かな六甲山系や干潟の残る甲子園浜、桜の名所である夙川など、恵まれた自然を今後も保全し、そこに棲む様々な生き物や生態系を保護する取り組みを今後も継続して進めていく必要があります。また、高層マンションの建設や宅地開発により緑地が減少しており、景観の保全や都市緑化の取り組みを求める声が高まっています。

さらに、地球温暖化対策や循環型社会への移行についても、環境学習都市である本市は、他の自治体のモデルとなるよう先進的な取り組みを進めていく必要があります。

## ( 5 ) 産業のさらなる活性化

まちづくりを進める上で、産業の活性化は重要な課題です。近年、本市は大阪・神戸のベッドタウンから市内に職場のある職住近接スタイルへの都市へと変化しつつあります。また、高速道路網や公共交通機関の整備などによって、多くの人が本市を訪れる可能性が高まっています。

こうした中であって、大型小売店と既存商業との共生や経営革新への支援、生活関連サービス業の高付加価値化などによる起業、雇用の促進、市民がまちの魅力を実感するとともに人々が訪れ、楽しむ都市型観光の振興などの取り組みを進めていくことが求められています。

## 第6 まちづくりの基本目標

### 1 基本目標

本市は、美しい自然環境、整った教育・文化環境、良好な住環境、市民の活発な地域・文化活動、交通の利便性がいまって、豊かな文教住宅都市としての優れた特性を有しており、これまで、このような特性を活かしたまちづくりを進め、その結果、阪神都市圏における住宅、文教、スポーツ・レクリエーションの広域的な役割を担いつつ着実に発展を遂げてきました。

また、このような文教住宅都市のイメージは、本市の都市イメージとして、市民の中に深く定着しています。さらに、今、人々は、物質的な豊かさより心の豊かさを、成長・拡大より生活の質の向上を求めています。環境、景観、文化などが醸し出すまちの雰囲気、都市の品格といったものが、まちづくりの重要な目標となっています。

こうしたことから、私たちは、中核市として一層魅力あるまちを目指すために、文教住宅都市を、今後の本市のまちづくりの目標として引き継ぎます。

また、今後、本市の定住人口と合わせて、生活圏の広域化などによる交流人口の増加などにより、多くの人が集うまちになることが予測されます。

そこでは、本市が有する文教住宅都市としての特性がいまって、本市は、人と人、人と自然、人と文化などの多様なふれあいや機会のある豊かなまちになると考えられます。

私たちの目指すまちは、このような多様なふれあいや機会を大切にし、これを積極的に活かし、自主的な市民活動、子どもの健やかな成長、地域で支え合う福祉など安心・安全の確保、緑の保全や美しいまちなみの形成、文教住宅都市にふさわしい産業の振興などの取り組みをより確かなものとするを通して、市民一人ひとりが感動できるまちです。

このような躍動的な文教住宅都市を実現するため、私たちは、次のとおり基本目標を定めます。

## ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮

このような考えの下に、私たちは、多様な魅力あふれるまち、誰もが住んでみたい、住み続けたいまちとして、この西宮を次の世代に引き継いでいく努力をします。

## 2 将来のまちのイメージ

私たちは、「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」を基本目標とするまちづくりを進め、人と人との出会いやつながり、人と自然のふれあいなど多様なふれあいにあふれ、市民が輝いて暮らす、次のような西宮を実現したいと考えています。

### (1) 市民一人ひとりが輝いて生きるまち

市民が主体的に、活発に地域活動やボランティア活動を展開するとともに、生涯学習やスポーツに親しみ、市政にも参画と協働するなど、市民一人ひとりが生きがいを持って、充実感あふれる日常生活を送るまちをつくりまします。

### (2) 子どもたちの笑顔があふれるまち

子育て世代が夢と希望を持って子育てを楽しむとともに、子どもたちを見守る温かいまなざしの中で、子どもたちが自ら進んで学び、遊び、そして生き生きと成長し、まちのあちこちから子どもの歓声が聞こえるまちをつくりまします。

### (3) みんなが安心して暮らせる安全なまち

ユニバーサルデザイン（年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが利用しやすい快適な生活空間）が行き渡った地域社会の中で、すべての市民が互いに支え合い、助け合って生き生きと暮らすとともに、増加する災害や危機、犯罪から市民の生命、財産が守られるまちをつくりまします。

### (4) 水と緑ゆたかな美しいまち

六甲山系から北摂山系にかけての緑、大阪湾に面した御前浜(香櫨園浜)や甲子園浜、武庫川、夙川などの豊かな自然環境に親しむとともに、公園や街路樹、大学などの個性的な建築物やまちなみなどを楽しみながら憩えるまちをつくりまします。

### (5) 人々が楽しく交流する元気なまち

豊かな自然や甲子園球場、西宮神社、大谷記念美術館など本市の魅力的な資源を来訪者が親しめるものとして発信することにより、多くの人々が西宮を訪れ、交流の輪が広がり、産業の活性化とともに、まち全体がにぎわう元気なまちをつくりまします。

## 第7 施策の大綱

5つの将来のまちのイメージとそれを具体化する施策との関連を示すため、それぞれのまちのイメージにふさわしいキーワードを定め、そのキーワードにより施策を括り、分野横断的に施策を推進します。

### 1 いきがい・つながり

人権意識や平和非核意識の醸成、文化や芸術・生涯学習・スポーツに親しめる環境づくり、社会教育の振興などにより、将来のまちのイメージ「市民一人ひとりが輝いて生きるまち」を実現します。

そのため、「いきがい・つながり」をキーワードとして、人権・平和分野、文化・芸術分野、生涯学習分野などが連携・協力しながら、各施策を推進していきます。

#### 【施策】

人権問題の解決	男女共同参画社会の実現
多文化共生社会の構築と国際交流の推進	平和施策の推進
市民活動の支援	生涯学習の支援
公民館・図書館機能の充実	芸術・文化の振興
スポーツ・レクリエーション活動の推進	

### 2 すこやか・はぐくみ

次代を担う子どもが健やかに成長できるような環境の整備、学校教育のさらなる充実や家庭教育の支援などにより、将来のまちのイメージ「子どもたちの笑顔があふれるまち」を実現します。

そのため、「すこやか・はぐくみ」をキーワードとして、福祉分野と教育分野などが連携・協力しながら、各施策を推進していきます。

#### 【施策】

子育て支援の充実	家庭教育の支援と青少年の健全育成
学校教育の充実	信頼される学校づくり
計画的・効率的な学校施設運営	

### 3 あんしん・あんぜん

地域で支えあいながら暮らしていくことができる地域福祉の充実、バリアフリー化、少子・高齢化やライフスタイルの多様化などの社会的状況の変化や地域特性に対応した環境の整備、あらゆる災害や事件から市民の生命と財産を守る防災・防犯体制の確立、交通安全などにより、将来のまちのイメージ「みんなが安心して暮らせる安全なまち」を実現します。

そのため、「あんしん・あんぜん」をキーワードとして、福祉分野、保健・医療分野、防災・防犯分野、都市整備分野などが連携・協力しながら、各施策を推進していきます。

#### 【施策】

地域福祉の推進	高齢者福祉の充実
障害のある人の福祉の充実	生活自立の援助
健康増進と公衆衛生の向上	医療サービスの充実
医療保険・医療費助成・年金制度の安定	災害・危機に強いまちづくり
消防・救急救助体制の充実	道路の整備
公共交通の利便性向上	水の安定供給
下水道・河川の整備	良好な住宅・住環境の整備
交通安全対策と駐車対策	防犯対策の推進
消費生活の安定と向上	

### 4 うるおい・かいてき

豊かな自然環境の保全や育成、環境への負荷の少ない資源循環型社会への転換、都市景観に配慮した、魅力的な市街地の形成などにより、将来のまちのイメージ「水と緑ゆたかな美しいまち」を実現します。

そのため、「うるおい・かいてき」をキーワードとして、環境分野と都市分野などが連携・協力しながら、各施策を推進していきます。

#### 【施策】

環境学習都市の推進	緑の保全と創造
資源循環型社会の形成	快適な生活環境の確保
美しい都市景観の形成	良好な市街地の形成

## 5 にぎわい・そうぞう

大学との交流に努めるとともに、地域資源を活かしたまちの活性化や、多様化する消費者ニーズへの対応などにより、将来のまちのイメージ「人々が楽しく交流する元気なまち」を実現します。

そのため、「にぎわい・そうぞう」をキーワードとして、学術分野や産業分野などが連携・協力しながら、各施策を推進していきます。

### 【施策】

大学との連携・交流

産業の振興

都市農業の展開

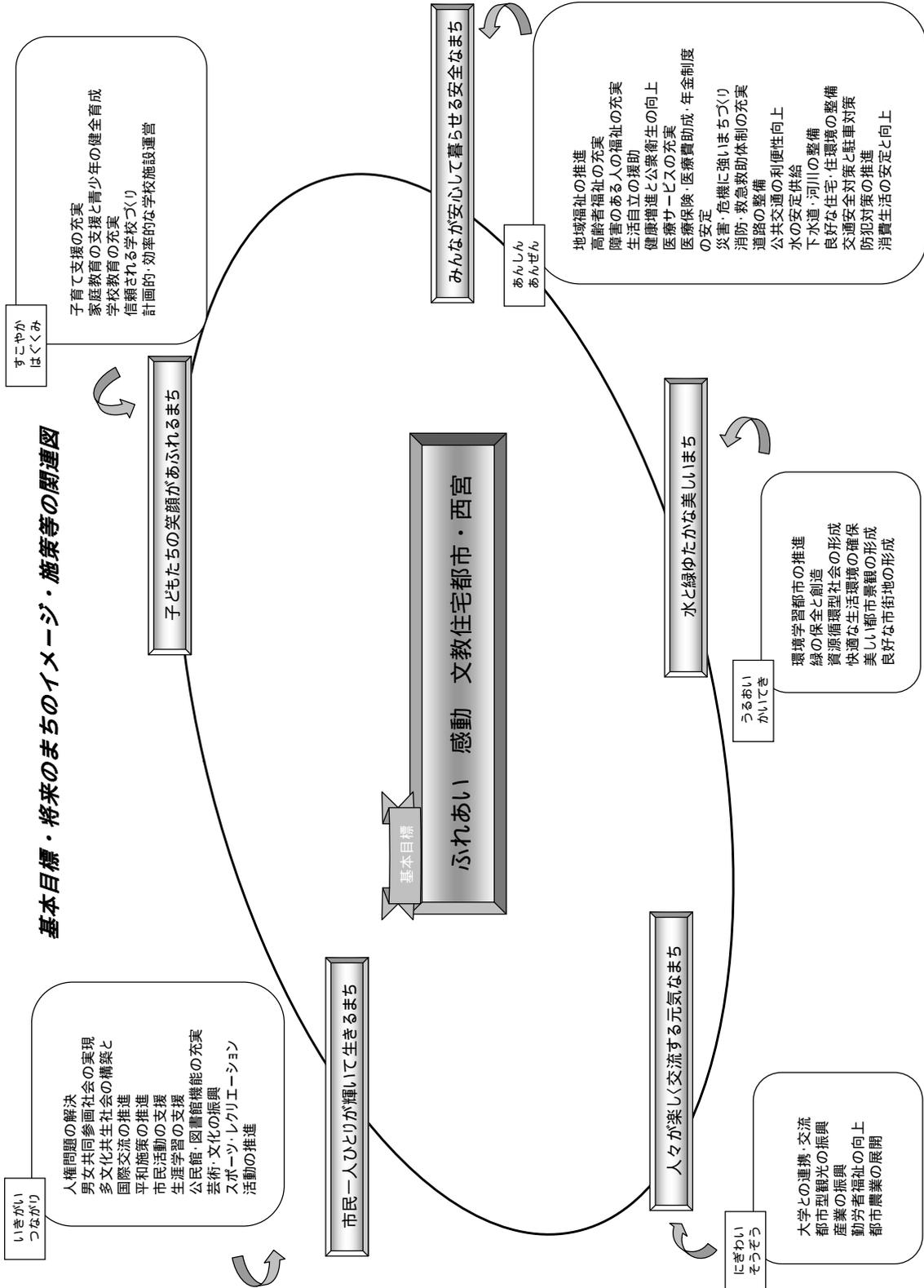
都市型観光の振興

勤労者福祉の向上

基本目標・将来のまちのイメージ・施策等の関連表

基本目標	将来のまちのイメージ	政策名	施策名	
基本構想 第6 1 基本目標	基本構想 第6 2 将来のまちのイメージ	基本構想 第7 施策の大綱		
ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮	市民一人ひとりが輝いて生きるまち	いきがいつながり	人権問題の解決 男女共同参画社会の実現 多文化共生社会の構築と国際交流の推進 平和施策の推進 市民活動の支援 生涯学習の支援 公民館・図書館機能の充実 芸術・文化の振興 スポーツ・レクリエーション活動の推進	
	子どもたちの笑顔があふれるまち		すこやか はぐくみ	子育て支援の充実 家庭教育の支援と青少年の健全育成 学校教育の充実 信頼される学校づくり 計画的・効率的な学校施設運営
	みんなが安心して暮らせる安全なまち		あんしん あんぜん	地域福祉の推進 高齢者福祉の充実 障害のある人の福祉の充実 生活自立の援助 健康増進と公衆衛生の向上 医療サービスの充実 医療保険・医療費助成・年金制度の安定 災害・危機に強いまちづくり 消防・救急救助体制の充実 道路の整備 公共交通の利便性向上 水の安定供給 下水道・河川の整備 良好な住宅・住環境の整備 交通安全対策と駐車対策 防犯対策の推進 消費生活の安定と向上
	水と緑ゆたかな美しいまち			うるおい かいてき
	人々が楽しく交流する元気なまち	にぎわい そうぞう		大学との連携・交流 都市型観光の振興 産業の振興 勤労者福祉の向上 都市農業の展開

# 基本目標・将来のまちのイメージ・施策等の関連図



それぞれの将来のまちのイメージを実現するために各施策を推進しますが、施策によっては、複数の将来のまちのイメージの実現に関わるものもあります。この図は、基本目標を実現するために、それぞれの将来のまちのイメージ、それぞれの施策が有機的につながって推進されることを示しています。

## 第8 総合計画の実現に向けて ~ 参画と協働の社会の実現と行政マネジメントの推進 ~

地方分権が進む今日、市だけでなく、市民、事業者、NPOといった多様な人々が、行政サービスを共に考え、共に担っていくことが、今後ますます必要になっていきます。

また、社会経済状況の変化に対応して、これまでの行政運営の仕組みそのものを改革するとともに、施策・事業の展開にあたっては、選択と集中による戦略的な取り組みが大切です。

### 1 参画と協働の社会の実現

#### (1) 西宮市における参画と協働の考え方と目指す方向

これまで多くの人々がボランティアとして地域活動に参加しています。また、市との協働による地域活動に向けた積極的な活動も始まっています。

市民と市が地域における課題を発見し、共に考え、解決していく、こうしたことが、市民の西宮への思いを生かしたまちづくりを進めていくことにつながっていきます。

また、市政を運営していくにあたって、市民が市政に参画する機会を少しでも多く確保し、市民ニーズを的確に把握した、質の高い行政サービスを提供していくことが、非常に重要となってきます。

市では「西宮市参画と協働の推進に関する条例」を制定し、参画と協働の基本的な事項を盛り込んだ基本原則のほか、まちづくりの主役である市民と市との、それぞれが果たすべき役割を明確にするとともに、参画と協働に関する手続などを規定しています。

今後は、市民や職員にこの条例の周知を図り、より一層の「参画と協働の社会」の推進を目指していきます。

#### (2) 市民と市の役割分担

##### 市民の役割

市民は、参画と協働によるまちづくりに自主的かつ積極的に関わるとともに、地域の身近な問題を自らのこととして考え、お互いに力を合わせて解決していく役割があります。

また、事業者にも、地域を構成する一員としての役割があり、社会に対する貢献が期待されます。

##### 市の役割

市は、市民の多様な声を考慮して市政を運営するために、市政への参画と協働の機会を確保するよう努めなければなりません。

また、まちづくりの担い手である市民が、その豊かな知識や経験を十分に発揮し、まちづくりに取り組めるよう、環境・仕組みづくりを進めていきます。

## 2 行政マネジメントの推進

社会の成熟化が進む中で、人々の価値観も大きく変化・多様化し、市民ニーズは増加し続けています。しかし、行財政運営を取り巻く環境が厳しさを増す中で、すべてのニーズを同時に充足することは大変困難になっています。そこで、市民の視点から限られた経営資源を最も効率よく有効に活用し、最小の経費で最大の効果を生み出すため、行政運営の改革を進めます。

また、施策・事業の展開にあたっては選択と集中による戦略的な取り組みを進めます。

### (1) 行政経営（行政マネジメント）を進めるための仕組みづくり

行政評価システムを活用した事業の立案から評価に至るまでの過程（マネジメントサイクル）の構築、目指すべき目標を実現させるための組織改革や定員管理、一部の予算編成等の行政内部の権限移譲等を通じ、市民満足度の高い、効率的で柔軟な行政マネジメントシステムの確立に取り組みます。

### (2) 選択と集中による戦略的な取り組み

行政評価を中核とした行政マネジメントシステムを確立し、施策の優先度付けや資源の効率配分、事業の取捨選択などの戦略的な取り組みを進めます。